

「建設会社における災害時の事業継続力認定」制度について

国土交通省関東地方整備局企画部防災課

1. 制度の経緯

関東地方整備局では、首都直下型地震を対象とした「関東地方整備局業務継続計画」を策定し、平成19年8月から運用を開始しています。

この計画では、災害時における緊急輸送ネットワークの確保など、災害復旧業務などの重要業務と復旧目標が記載されていますが、この計画が機能するためには、災害時協定会社など建設会社の協力が不可欠です。

しかしながら、現在までに建設会社において業務継続計画（BCP）策定の取り組みは進んでおらず、これら会社においても取り組みが進んでいくことが大きな課題となっています。

このため、平成19年12月に関東地方整備局では、これらの建設会社に最低取り組んでいただき

たいことをまとめた「建設会社のための災害時の事業継続簡易ガイド」を作成し、建設会社におけるBCP策定のガイドとして活用していただき、BCP策定の推進をはかってきました。

この推進状況について、平成19年9月と平成20年10月に関東地方整備局管内の維持業者や災害協定会社などを対象にアンケートを行った結果、BCP自体の認識は広まっているものの、BCPの策定を行っている会社はほぼ横這いとの結果でした。

そこで平成21年6月に関東地方整備局では、建設会社が備えるべき、災害時における最低限の基礎的な事業継続力を評価する、「建設会社における災害時の事業継続力認定」制度を立ち上げ、建設会社の事業継続力の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行っています。

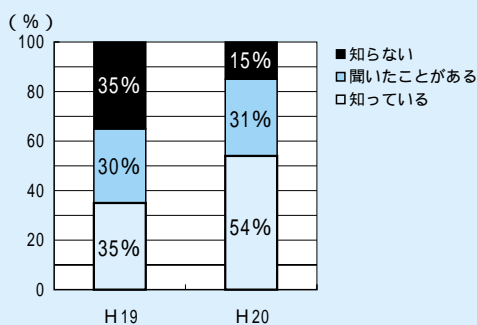


図 1 問：BCPを知っていますか

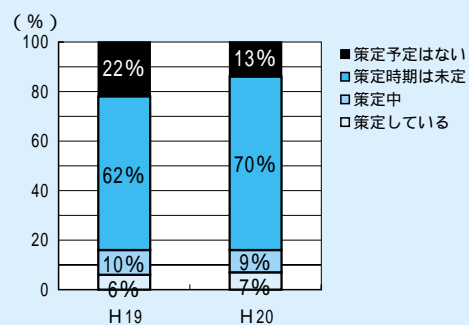


図 2 問：BCPを策定していますか

2. 評価について

認定に当たっての評価は、BCP策定の有無ではなく、「基礎的な事業継続力（＝BCP策定の取り組み姿勢）」を評価するものです。

内容は、多くの会社で定めている災害時の対応体制に加え、「災害が発生した場合体制が整うのにどのくらいの時間を要するのか」などの目標時間を把握していただき、体制が実効的なものかを確認するもので、具体的には以下に示す^{(1)～(6)}の6項目により評価を行っています。

なお、本制度では、「建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けた準備書」により、作成に当たっての必要事項について記載しており、その内容は次のとおりです。

(1) 重要業務の選定と目標時間の把握

① 受ける被害の想定

ここでは、関東地方整備局の想定と同等の災害として、皆様の会社の所在する地域で震度6強程度の地震が発生することを、最初に想定する災害リスクとすることを勧めています。

しかし、皆様の会社の事業の実施・継続を危うくする災害、事故等として懸念されるものは、地震以外にもあるでしょう。それらを認識するのは、災害、事故等への対応の第一歩です。多くの自治体が、地域で懸念されている地震、津波、水害、火山などの自然災害の情報をホームページや配付資料などで提供していますので、それら入手し、概略で把握し事業継続計画に掲載しておいてください。その上で、優先的に対処が必要と考える災害を2～3個、できれば数個あげてみてください。

そして、それら災害、事故等の被害の影響が自社、周辺地域、取引先、ライフライン等どのように及ぶかを広い視野でとらえて、認識を深めてみてください。

② 重要業務の選定

まず、1)「施工中の現場の被害状況の確認」

は、建設企業の責務として必要であり、本格的な災害出動の前に行うべきです。また、並行して自社が行政と連携して何らかの災害対応を行うならば、2)「関係する国、都県、市区町村に対しての連絡と調整」は早期に行わなければならない業務です。さらに、建設企業にとって、インフラ復旧、倒壊建物の除去、避難所整備等の工事は、社会的に要請が高い業務であり、特に、行政との協定等があれば対応が不可欠となります。そこで、3)「災害協定業務その他の応急・復旧業務」や地元公共発注者からの要請工事は優先性が高いと考えられます。

これに、周辺地域からの救助要請への対応などが加わることもあるでしょう。

一方、皆様の会社の経営的な観点や施工責任の観点からは、重要顧客の支援などが入るでしょう。自社が過去に施工した物件など、重要顧客の建物等についてできるだけ早く安全確認を行うことなどが具体的には考えられます。

③ 目標時間の把握

選定した重要業務に伴う緊急対応・事業継続の手順は、就業時間内と就業時間外（夜間・休日）とで大きく状況が異なってくるため、それぞれに作成した方がよいのが通常です。特に就業時間外（夜間・休日）については、人が集まりにくい夜間の就寝時間に地震が発生することを想定しておくべきでしょう。非常参集メンバーの参集時間には、停電の中で着替えや装備品などを準備する時間を考慮します。また、災害対策本部や現場などへ向かう途上の道路も被害を受けており、停電した闇夜をガラス片、電線その他の落下物や倒壊した建物などをよけながら進むため、通常より時間が多くかかります。このため、自宅から参集場所までの移動については徒歩（可能であれば自転車）を原則とし、移動速度を平常時より遅い2 km/h程度とを考えてください。

これらの条件下において、関東地方整備局としては、就業時間外（夜間・休日）での重要業務の対応の目標時間は以下が目安と考えています。就業時間内では、これより短時間で対応が可能な

ら、それを目標時間とします。

- 1) 施工中の現場の被害状況の確認 半日
- 2) 関係する国、都県、市区町村に対しての連絡と調整 6時間
- 3) 災害協定業務その他の応急・復旧業務 1日

この目標時間の目安より皆様の会社が現段階で可能な対応時間が長い場合には、対策を実施して時間の短縮に努力する必要があります。ただし、実施できる対策には費用や手間の面で限度がありますので、すぐ確実に実施できる対策の効果を踏まえ、目標時間を経営判断として定めます。

なお、上記1)~3)以外の重要業務についても同様に目標時間を設定しますが、皆様の会社の重要業務と目標時間の全体を見て、災害等の発生時にそのとおり実施できるか疑問な場合には、十分な検討が必要です。

(2) 災害時の対応体制

① 社員および家族の安否確認方法

災害の発生後、できるだけ速やかに社員（役員および従業員、臨時職員等も含む）の安否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのかを把握することは事業継続のための第一歩です。

② 災害時の対応体制

災害時の組織体制と指揮命令系統は、皆様の会社の重要な事業継続や速やかな復旧、そして発注者や取引先からの要請に迅速に応えるために不可欠です。災害後、即座にそれらを発動させることができるよう、対応拠点の準備も含めて周到に準備をしておきます。どんなときでも、組織としての指揮命令系統や組織としての報告・聴取・集約のプロセスが滞らないようにすることが必要です。

③ 災害対策本部長の代理者および代理順位

災害時の指揮命令系統のトップには、経営層が当たる必要があります。中小企業の場合、社長自身が当たることが多いと思われます。しかし、発災時に社長や経営陣が必ずしも拠点にいるとは限らないので、不在であっても指揮・命令系統が滞

ることのないよう、代理の指揮者を決め、決済の権限の委譲も明確にしておくべきです。これは、各部門の責任者についても同様であり、部下への指揮・命令や、得られた情報の集約と報告が滞らないようにします。建設業の災害時の役割の重要性を踏まえ、代理は複数決め、その代理順位を定めておきましょう。

(3) 対応拠点の確保

① 対応拠点、代替対応（連絡）拠点の確保

災害等の発生時には、社内および周囲の情報を集めて検討し、社員に迅速に指示を出し、発注者や取引先と早急に連絡をとる必要がありますが、そのためには、災害対応を行う対応拠点の確保が不可欠です。通常、本社が無事なら本社内のあらかじめ定められた場所（会議室等）を対応拠点とします。

しかし、本社が、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフラインの途絶などの理由で使えない場合にも備えておく必要があります。代替の対応拠点（代替対応拠点または代替連絡拠点）を決めておきます。しかし、中小企業などでは本社と別の拠点が無い場合も多いのは事実です。そこで、本来の対応拠点の業務のすべてはできないまでも、必要な相互連絡を円滑に行うための拠点（代替対応拠点または代替連絡拠点）は決めておくことが不可欠です。なお、この場合、代替対応拠点は代替連絡拠点で連絡を取りながら、適当な場所を探すことにします。

災害が発生したら、担当の幹部や社員などの一部（普通は少数でよい）は、代替対応拠点（代替連絡拠点）へ直接向かわせることも考えましょう。これにより仮に本来の対応拠点のある周辺に被災があり使用不可能になったとしても、すぐに代替対応拠点（代替連絡拠点）の利用が可能となるからです。

この対応拠点等からの確かな被害状況の収集と発信を行うことが、関係者間で情報の共有を図るためには不可欠です。

② 対応の発動基準

一定災害以上の大災害（例えば、関東地方に震

度 6 弱または震度 5 強以上の地震)が発生したら、上司などの指示を待たずに、社員各自が本来の対応拠点や担当現場に自動的に参集を始めるなどの行動がとれるよう、緊急の初動対応の発動基準も明確に決めて、全社員に周知しておきます。

災害発生後に上司の参集などの発動指示を連絡するやり方では、電話や携帯電話がかかりにくいなどにより上手く指示が伝わらない社員が出ることや、指示すべき上司が連絡できない状況に陥ることが懸念されるためです。

(4) 情報発信・情報共有

① 発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識

発注者、取引先などは皆様の会社の被害状況に強い関心を持ちます。状況の情報がすぐに入らないと、相手は最悪の状況を想定して、皆様の会社に依頼しようと考えていた仕事を同業他社へ契約する可能性もあります。そこで、対応拠点(または代替対応拠点や代替連絡拠点)から災害協定先、発注者や取引先に対して、迅速に情報発信、情報共有を図ることが重要です。

このような連絡を迅速にするためには、特に、夜間・休日に災害が発生した場合や代替対応(連絡)拠点を使う場合には、早期に到着した者が平時の連絡担当者ではないことが多く、また、その後も連絡担当者が拠点に来られない可能性もありますから、緊急時にどの相手先にどのような内容を連絡すべきかをしっかり決めてリストしておくことが必要です。そして、この情報を常備しておく場所、必ず持参する人を決め、さらに、常にその情報内容を最新に維持しておくため、定期的に点検することが必要です。

② 災害時にも強い連絡手段の準備

災害時の通信手段については、電話やインターネット回線が断線したり、固定電話や携帯電話が通話の殺到により非常につながりにくい状況(輻輳)となったりする懸念がありますので、複数の連絡手段を用意することが必要です。近年の震災事例では、携帯電話のメールはつながりやすかつ

た例、インターネット回線の電子メールが連絡しやすかつた例などがあり、それらの活用が有効と考えられます。

(5) 人員と資機材の調達

① 自社で確保している資源の認識

皆様の会社の業種や地域特性などから見て、災害時の協定を実行するために必要な人員、資材、建設機械(バックホウ、ダンプトラック等)などを把握し整理します。

② 自社外からの調達についての連絡先の認識

災害時の協定を実行するために必要な人員、資材、建設機械等のうち、自社の保有する分で不足するものは、人員や資機材を保有する協力会社やリース会社に依頼してそろえることが必要になります。そこで、これら協力会社・リース会社に、災害時にも連絡が確実に取れるようにしておく必要があります。特に、建設機械のリースは、災害時に多くの企業が同時に必要として取り合いになる懸念がありますので、災害時にもリース会社と迅速に連絡がとれるだけでなく、確実に必要な機械を借りられるか確認しておくことが重要です。

(6) 訓練と改善の実施

① 訓練計画および実施

災害を想定した訓練(発動基準、対応拠点、代替対応(連絡)拠点、対応体制、代理者および代理順位の確認とそれに基づいた役割などを確認する机上訓練や実動訓練)などが重要になります。このため訓練計画を立案し、着実に実施していく必要があります。

なお、実施した訓練は、訓練の概要(日時、参加者、所感など)を記録し、訓練結果を評価することで、今後の事業継続計画の改善につながります。

② 事業継続計画の改善計画および平常時の点検計画

一度定めた事業継続に関する計画文書やマニュアル等を常に有効なものとしておくためには、新しい施工現場の増加、自社や取引先の人事異動や連絡先の変更などによって掲載した情報内容が古

くならないよう、常に更新を行っていくことが不可欠ですが、この更新を担当者任せにせず、更新が確実に行われているかを定期的に経営層も関与して点検することが必要です。そのために、点検の実施の計画が必要となります。

③ 訓練、事業継続計画の改善および点検の実施状況

建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づく認定は、2年間の期限付きです。認定を更新する際には、定期的および適時の事業継続計画の改善の実施記録と、定期的な点検の実施記録を提出することが必要です。

**3. 事業継続力認定の効果について
(認定業者にアンケート調査実施)**

東日本大震災に当たりどのような対応をしたかについて、関東地方整備局管内で震災被害の大きかった茨城県、栃木県および千葉県の事業継続力認定を受けた建設会社を対象に、平成23年6月にアンケート調査を行いました。

アンケートは、「建設会社における災害時の事業継続力認定」制度に当たって最低限必要とされる、被災想定に基づく①職員および家族の安否確

認、②社屋の点検、③施工中現場の点検、④協定先等との連絡および、⑤災害対応要請に対する対応について確認を行いました。

アンケート結果は、各社により状況の違いがあると思われませんが、震度6強の地震にみまわれた会社でも計画などに基づき適切に対応しており、事業継続に向けては、平時から災害時に自らも被災した場合を想定した準備が必要であると言えます。

4. 取得状況および今後について

平成23年12月現在、関東地方整備局管内で195社が認定を受けています。うち半数は東京都に本社または支社などがある会社となっています。

今後は、東京の建設会社だけでなく他県についても広めていき、関東地方整備局管内の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を図っていきたいと考えております。

関東地方整備局ホームページ（防災お役立ち情報）<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000041.html>

